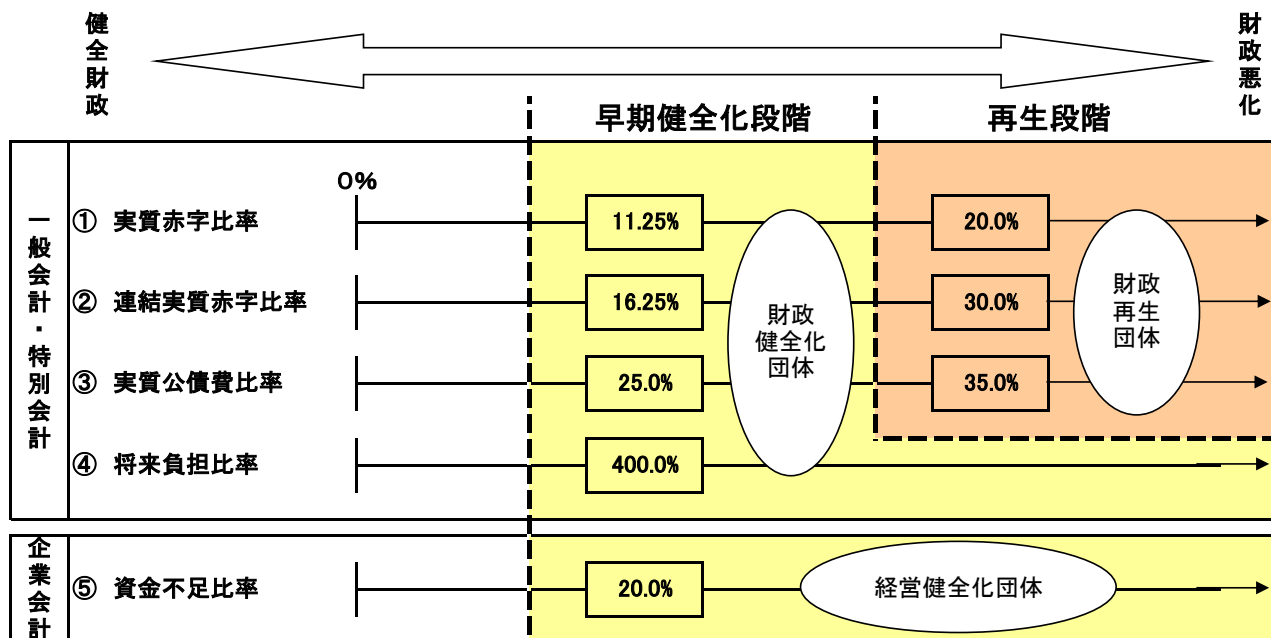


地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要



これらの基準を超えると・・・

**早期健全化基準
(イエローカード)**

**財政再生基準
(レッドカード)**

①～④のいずれか1つ、又は各企業ごとに算定する⑤が上記の水準を超えると、自主的な早期財政健全化や国の関与に基づく財政再生を迫られることになる。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律における会計区分

会計区分		普通会計	健全化指標			
一般会計等	1 ①一般会計	○	実質赤字比率	実質公債費比率・将来負担比率		
	1 ②一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計			○	
		産業振興資金会計			○	
		都市開発資金貸付事業会計			○	
		熊本駅西土地区画整理事業会計			○	
		植木中央土地区画整理事業会計			○	
		奨学金貸付事業会計			○	
		公債管理会計			○	
公営事業会計	2 一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計	国民健康保険会計		連結実質赤字比率		
		介護保険会計				
		後期高齢者医療会計				
		競輪事業会計				
		地下駐車場事業会計				
	3 公営企業に係る会計	法非適	食肉センター会計			資金不足比率
			農業集落排水事業会計			
公営企業会計	法適用	食品工業団地用地会計		準元利償還金の対象会計		
		病院事業会計				
		水道事業会計				
		工業用水道会計				
		下水道事業会計				
		交通事業会計				

※ 上記区分ごとに健全化指標を判断し、早期健全化団体、財政再建団体の判断を行うこととなる。